

千葉県国土利用計画(第4次)の修正素案について

平成26年3月18日

千葉県国土利用計画地方審議会資料

第4次千葉県国土利用計画（県土のグランドデザイン）の概要

計画期間

県国土利用計画 計画期間 ……平成20年～平成29年

計画の基本目標

- 1 県民一人ひとりが豊かさを実感し、愛着を持って暮らすことのできる県土利用
- 2 地域が個性や特色を生かしながら、発展を続けていくことのできる持続可能な県土利用

県土利用の基本方針

- (1) 多様な主体との連携・協働による県土利用
- (2) 県土の質的向上・有効利用
 - ①健全な循環が維持され地球温暖化を防止する社会の構築、
 - ②安全で安心できる暮らしの確保、
 - ③良好な景観の保全・形成、
 - ④人と自然との共生、
 - ⑤地域の多様性・魅力を生かした活力の創出、
 - ⑥世界に開かれた県土利用

県土の利用目的に応じた区分に係る基本的な方向

- (1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの基本的な方向
 - ①農用地②森林③原野④水面・河川・水路⑤道路⑥宅地⑦その他
- (2) 県土の利用目的に応じた区分横断的な課題への対応

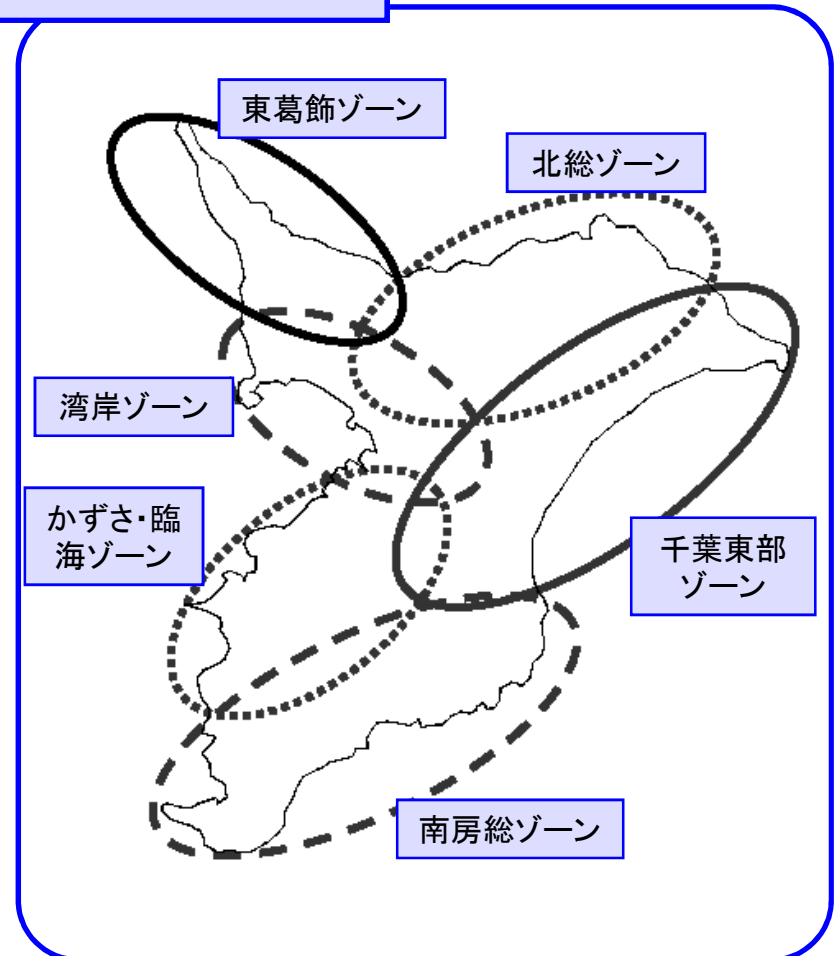
第4次千葉県国土利用計画（県土のグランドデザイン）の概要

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位:ha)

利用区分	平成16年(基準年)	平成29年(目標年)
農用地	135,100	130,100
森林	162,500	159,700
原野	1,400	600
水面・河川・水路	17,800	18,000
道路	33,800	36,800
宅地	78,500	87,300
（住宅地）	(49,100)	(54,300)
（工業用地）	(7,200)	(6,900)
（その他）	(22,200)	(26,100)
その他	86,800	83,200

ゾーン毎の取組



第4次千葉県国土利用計画（県土のグランドデザイン）の概要

計画を実現するための措置と推進体制

・計画を実現するための措置

- ①国土利用計画法等の適切な運用、②県土の質的向上・有効利用の促進、③土地利用転換の適正化、
④県土の利用目的に応じた区分ごとの有効利用の促進、⑤区分横断的な課題への対応

・推進体制（市町村、県民・NPO・事業者・国等、多様な主体との連携・協働）

・県土利用のモニタリング制度・計画評価制度の導入

第4次千葉県国土利用計画（県土のグランドデザイン）の概要

県土の利用目的に応じた区分ごとの施策・取組

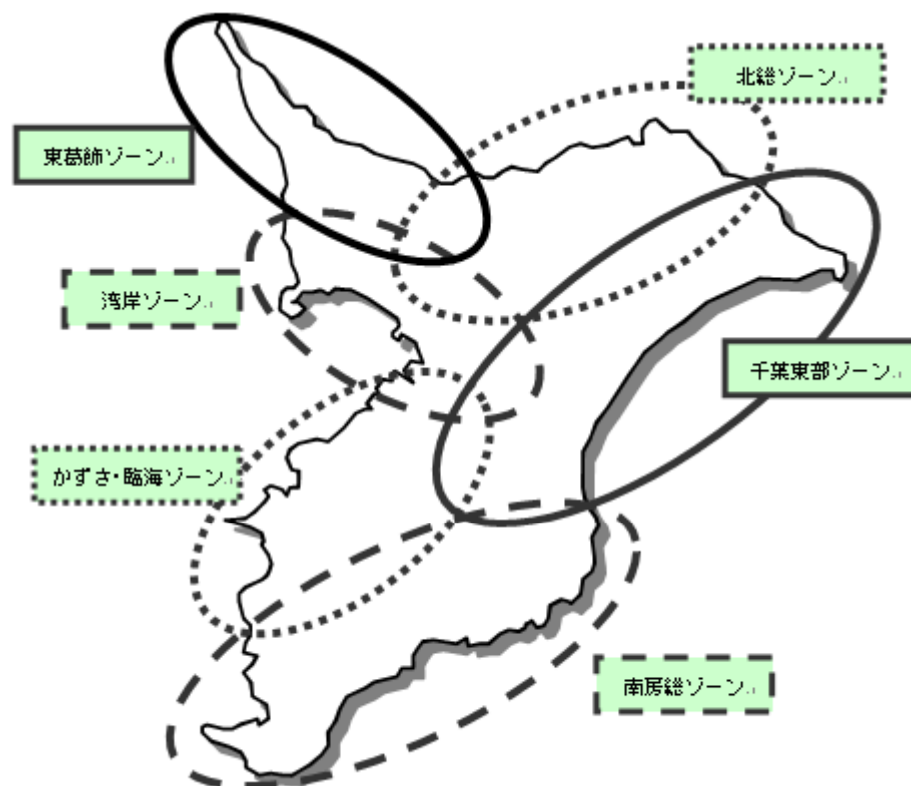
利用区分	主な施策	主な取組	モニタリング指標の例
農用地	農業生産、農業経営の基盤強化	農業経営の大規模化、担い手の確保	農業従事者数・平均年齢
	農地の保全、利活用	耕作放棄地の発生防止	耕作放棄地面積
	市街化区域内農地の維持	市街化区域内農地の保全	市街化区域内農地面積
森林	森林の保全・整備・活用の推進	森林機能の発揮	森林整備面積
	生活環境を守る森林の保全	災害に強い森林づくり	保安林指定面積
水面・河川・水路、原野	水質の浄化、健全な水循環の回復	「湖沼水質保全計画」に基づく各種対策の推進	印旛沼、手賀沼の水質
	安全で安心して暮らせる必要な整備の推進	大雨等による浸水に対する安全性の向上	河川整備率
道路	幹線道路整備の推進	地域間の交流・連携強化による地域の活性化	高規格幹線道路整備率
	災害等に強い地域づくり	災害に強い地域づくり	橋梁の耐震補強率
	農道、林道整備の推進	林道事業等の推進	林道延長
宅地	既存市街地の再生	都市計画による規制・誘導・保全	地区計画面積
	住工混在の解消	都市計画の活用	地区計画（工業系）面積
	中心市街地の商業の活性化	まちづくりと一体となった商業の活性化	空き店舗率
その他	都市公園の整備の促進	都市公園整備の推進	県立都市公園の開設面積
	自然環境及び景観への配慮	自然環境や良好な景観の保全	自然環境保全地域等面積
区分横断的な課題への対応	新たな公による地域づくりの推進	地域活動の環境づくりの推進	NPO活動は地域や社会に貢献していると思う人の割合
	不法投棄防止の取組を推進	県内全域におけるきめ細かな監視活動、取締の強化	産業廃棄物不法投棄の発生量

千葉県国土利用計画における現状の課題

平成25年に県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画である「千葉県総合計画」が新たに策定され、千葉県総合計画と千葉県国土利用計画との間で一部内容の整合を図る必要がある。

千葉県国土利用計画と新総合計画における地域ゾーンの比較

第4次千葉県国土利用計画



※各ゾーンは以下の市町村を中心としています。

東 葛 飾・・・松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市及び鎌ヶ谷市

湾 岸・・・千葉市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市及び四街道市

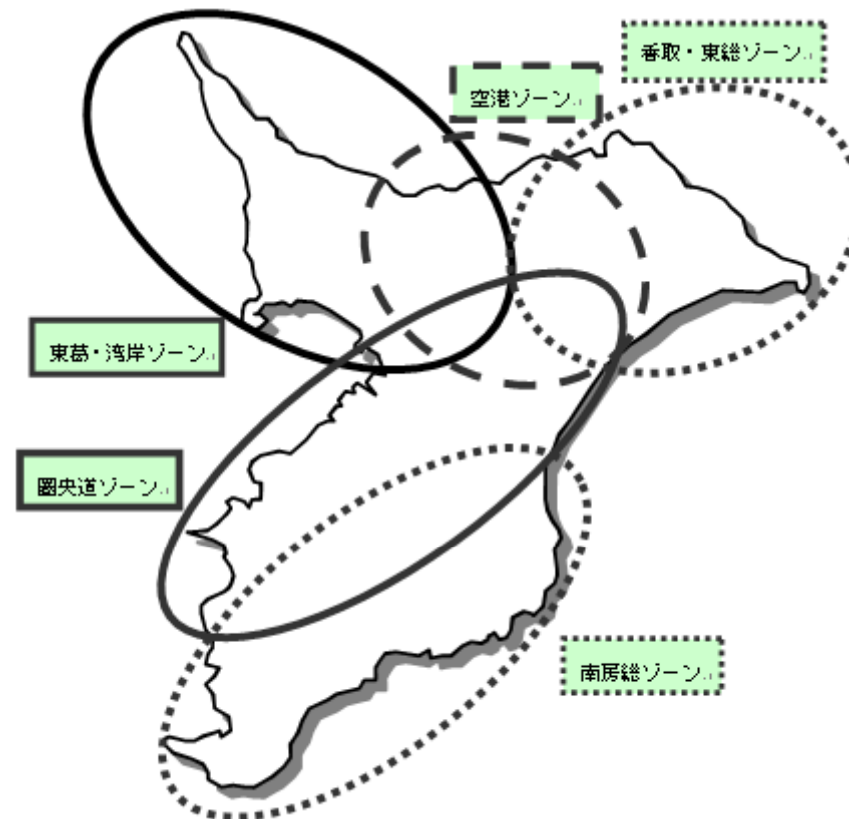
北 総・・・成田市、佐倉市、八街市、印西市、白井市、富里市、香取市、酒々井町、栄町、神埼町、多古町及び芝山町

千葉東部・・・銚子市、茂原市、東金市、旭市、匝瑳市、山武市、大網白里市、東庄町、九十九里町、横芝光町一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町

かずさ・臨海・・・木更津市、市原市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市

南 房 総・・・館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町

新総合計画



※各ゾーンは以下の市町村を中心としています。

東葛・湾岸・・・千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市

空 港・・・成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町及び芝山町

香取・東総・・・銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神埼町、多古町及び東庄町

圏 央 道・・・木更津市、茂原市、東金市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町

南 房 総・・・館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町

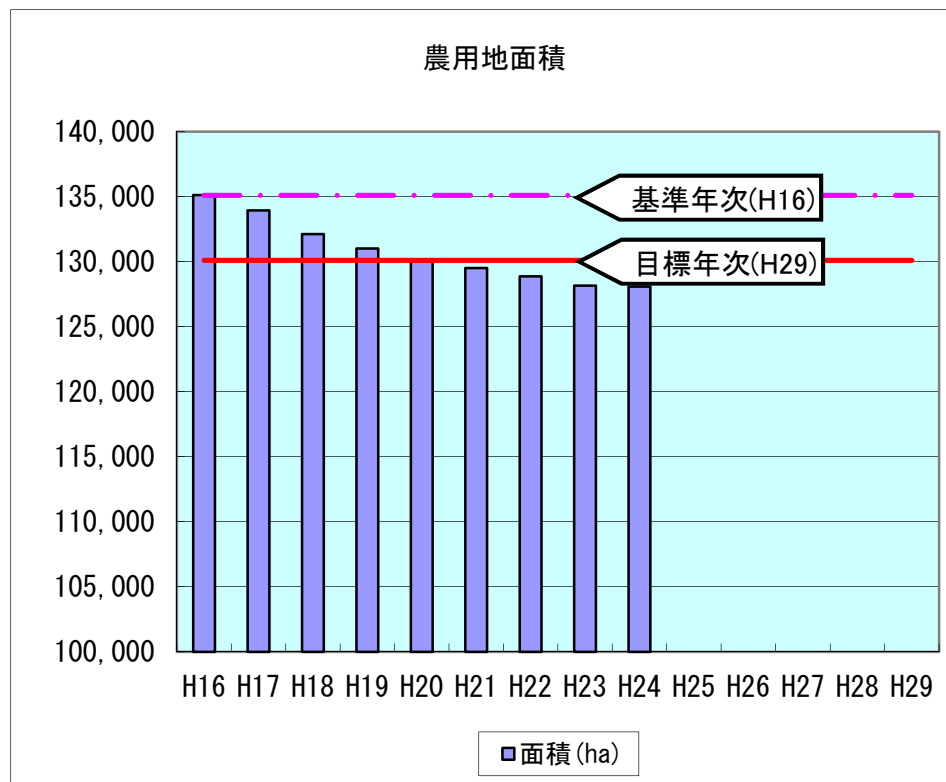
(農用地の例)

規模の目標

単位 : ha

〈基準年次 H16〉	〈規模の目標 H29〉
135, 100	130, 100

	面積 (ha)
H16	135, 122
H17	133, 922
H18	132, 111
H19	131, 011
H20	130, 011
H21	129, 511
H22	128, 867
H23	128, 155
H24	128, 081
H25	
H26	
H27	
H28	
H29	



千葉県国土利用計画の見直しに係る基本方針

1. 基本的な構成について

国土利用計画において都道府県計画は、国土利用計画法に基づき、全国計画を基本として策定することとされていることから、基本的な構成の変更は行わない。

2. 新総合計画との整合について

新総合計画において新たに示された県政の方向性をふまえ、計画全体の記載内容を見直す。

3. 「県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」について

計画策定時における目標数値について、現時点で既に実態と合わせる必要がある土地区分について、目標数値を再設定する。

「第4次千葉県国土利用計画」修正素案の主な内容

1 総合計画との整合を図った主な例

●豊かな生活を支える食と緑づくり〔戦略的な産地強化と高収入型農林水産業への転換の促進〕（総合計画 P212）

総合計画において、農業施策として、戦略的な産地強化と高収益型農業への転換の促進により、「農林水産王国・千葉」を目指しており、これを実現するために、消費者ニーズに合った農産物を提供できる生産力の強化や農産物等のブランド化を図ること等が重要であるとしている。このため、国土利用計画においては、地域における生産性や消費者ニーズなどを踏まえ、地域特産品のブランド化、第6次産業化の促進や海外輸出を含めた販路拡大等について関係するゾーンに記載した。

〔7 計画を実現するための措置と推進体制 P44〕

〔6 地域別に目指す方向性 P31 P33 P36 他〕

●活力ある県土の基盤づくり〔交流基盤の強化〕（総合計画 P226）

道路については、全国や県内各地との交流・連携の強化や、災害に強い県土づくりに資する広域的な幹線道路ネットワークを整備し、利便性の向上を図り、交流を活発にすることを目指している。このため、アクアライン、圏央道、北千葉道路などの整備状況を記載し、道路整備に伴う経済や産業などへの波及効果を関係するゾーンに記載した。

〔4 県土の利用目的に応じた区分に係る基本的な方向 P15〕

〔6 地域別に目指す方向性 P30 P35 P36 他〕

●自助・共助・公助が連携した防災先進県づくり〔災害に強いまちづくりの推進〕（総合計画 P86）

東日本大震災による津波により、本県でも甚大な被害が発生したため、津波対策を強化している。このため、数十年から百数十年に一度程度来襲が予想される津波に対する整備の推進について記載した。

〔7 計画を実現するための措置と推進体制 P48 P51〕

「第4次千葉県国土利用計画」修正素案の主な内容

●自助・共助・公助が連携した防災先進県づくり〔地域防災力の向上〕（総合計画 P80）

東日本大震災の発生により、本県でも甚大な被害が発生したため、自助・共助・公助が一体となって、県全域区の防災力の向上を図ることとしている。このため、防災教育の推進等の施策について記載した。〔7 計画を実現するための措置と推進体制 P42〕

●2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえた地域振興〔基本構想〕（総合計画 P30）

本県では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を生かした地域活性化と魅力発信を目指しており、この施策を実現するためには、圏央道の整備や成田国際空港の機能強化をこれまで以上に強く国に働きかけるとともに、安全で快適な大会運営に最大限協力することが必要であるとしている。このため、この旨を県土利用の基本方針に追加するとともに、大会を支える基盤整備の加速等について記載した。

〔3 県土利用の基本方針 P11〕

〔7 計画を実現するための措置と推進体制 P46〕

●地域別ゾーンの見直しに伴う記載内容の修正（総合計画 P52）

総合計画における地域ゾーンとの整合を図ることとし、各ゾーンに応じた記載内容へ修正した。

〔6 地域別に目指す方向性 P24～P40〕

2 「規模の目標」の再設定

農用地の規模の目標について、現状を鑑み約130,000haから約126,000haに変更した。

〔5 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 P21〕

※この他、社会経済情勢等の変化に伴う必要な修正を実施している。